

一般社団法人
日本セーフティカヌーイング協会
規程集

一般社団法人

日本セーフティカヌーイング協会

Japan Safe Canoeing Association

2017年10月17日 改正

●目次

・ 定款施行細則	3
・ 理事会規程	4
・ 委員会規程	6
・ 正会員規程	8
・ 一般会員規程	9
・ 準会員規程	12
・ 賛助会員規程	14
・ 会友規程	16
・ 会費規程	18
・ 主催規程	19
・ 後援規程	21
・ 検定会規程（2017年10月17日改正）	22
・ トレーナー規程	24
・ 公認スクール規程	27
・ 代表者研修規程	31
・ 公認プログラム規程	32
・ アシスタント規程	33
・ 報酬及び旅費規程	35
・ マーク規程	37
・ 基金取扱規程	39
・ 事務局規程	40
・ 事故対応規程	42
・ 会計処理規程	44

＜定款施行細則＞

第1条 この細則は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）定款第57条に基づきこれを定める。

第2条 定款第51条にいう、専門委員会については委員会規程による。

第3条 定款第5条にいう、正会員とは、正会員規程による。

第4条 定款第5条にいう、一般会員とは、一般会員規程による。

第5条 定款第5条にいう、準会員とは、準会員規程による。

第6条 定款第5条にいう、賛助会員とは、賛助会員規程による。

第7条 定款第8条により退会届けを会長に提出した会員は、定款第7条の規定に関わらず、別に定める会友規程により会友となることができる。

第8条 定款第4条1項④にいう公認とは、別に定めるスクール規程により、理事会の承認をうけたものをいう。

第9条 この細則に基づく各規程は、理事会の議決により定める。

第10条 各規程記載の「認定」「公認」とは、その条項に示す条件を必要最低限度満たしていることを認めることである。

第11条 各規程記載の「ガイドライン」とは、その条項に示す要件を詳しく説明し、運用の手引きとして活用できる。
各専門委員会が作成し、理事会の議決により定める。

附則 この規定は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会の設立登記の日より施行する。

＜一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会理事会運営規程＞

第1条(目的)

本規則は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会（以下「協会」という）理事会における審議及び決議の方法等について定めるものである。

第2条(理事会の構成)

すべての理事をもって理事会を構成する。各理事は、理事会に出席する責務を負う。

第3条(理事会の職務)

- 1 理事会は、協会の重要な業務執行を意思決定し、代表理事その他の理事の職務執行を監督し、代表理事の選定及び解職を行う。
- 2 理事会は、3ヶ月に1回以上、代表理事又は業務執行理事から業務執行の状況につき報告を受ける。

第4条(決議事項)

- 1 理事会の決議事項は次のとおりとする。
 - ① 社員総会の開催日時、場所及び目的事項の決定
 - ② 規則及び規程の制定、廃止及び変更に関する事項
 - ③ 重要な業務執行に関する事項
 - ④ 理事の職務の監督
 - ⑤ 代表理事の選定及び解職
 - ⑥ 組織及び人事に関する事項
 - ⑦ 財産・財務に関する事項
 - ⑧ 事務所の運営に関する事項
- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、必要に応じてその他の事項を審議、決議することができる。

第5条(審議及び決議)

- 1 理事会の決議は決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
- 2 議案の決議につき特別の利害関係を有する理事は、当該決議に参加することができない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。
- 3 第1項の規定に関わらず、理事が理事の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合には、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第6条(理事以外の出席)

- 1 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 2 理事会がその決議により必要と認めたときは、理事及び監事以外の者を理事会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

第7条(議事録)

議長の指名する者は、審議の経過の要領及び結果並びに出席した理事及び監事の氏名を議事録に記録しなければならない。

(規則の改正)

第8条(規則の改正)

本規則の改正は理事会の決議による。

附則 この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会の設立登記の日より施行する。

＜委員会規程＞

この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）定款第10章第52条3項に基づきこれを定める。

第1条(委員会と業務)

協会に次の専門委員会を置き、その業務を以下の通り定める

① 教育普及委員会

- ・安全なパドリング技術および指導法の研究に関する事項
- ・会員の検定に関する事項
- ・会員の研修に関する事項

② 公認スクール委員会

- ・スクール、指導、ガイドを実施する会社、団体、組織の公認及び運営に関する事項
- ・共通プログラムに関する事項

③ 安全委員会

- ・カヌーフィールドの調査に関する事項
- ・安全な用具の研究に関する事項
- ・事故防止対策の研究に関する事項
- ・運行規定策定に関する事項
- ・パドルスポーツ関連の事故に関する捜査協力

④ 広報委員会

- ・協会としておこなう事業の企画、実施に関する事項
- ・協会の広報および会員に関する情報活動
- ・協会発行のニューズレター等配布物の編集
- ・協会ホームページの作成編集に関する事項

⑤ 諸団体交流委員会

- ・関連諸団体との交流や連携に関する事項

⑥ その他、定款第4条に定める事業を推進するために理事会が認めた場合は、専門委員会の他に部会を設けることができる。部会の運営は、専門委員会に準じて行う。

第2条(委員長及び委員)

- 1 委員会の委員長は、理事会に於いて任命する。
- 2 委員会の委員は委員長が推薦し、理事会の承認を経て会長が委嘱する

第3条(招集及び諮問)

委員会活動は、必要に応じて委員長が召集し、年間の事業計画に沿って活動する。

また委員長は、委員以外の正会員、顧問の意見を聞くことができる。

第4条(報告と承認)

委員長は遂行業務の状況を理事会に報告し、重要事項は理事会の承認を得なければならない。

第5条(庶務会計)

庶務および会計は、各委員会において処理し、事務局長を経て理事会に報告する。

第6条(事業計画と予算律庵)

各委員会は、事業年度終了の2ヶ月前までに翌年度年間の活動計画、および予算を立案し、担当理事を通じて理事会へ提出しなければならない。

第7条(その他)

この規程に定めるもののほか、必要な事項は各委員会において別に定める。

附則 この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会の設立登記の日より施行する。

＜正会員規程＞

この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）定款第2章第4条1項④、および第3章第5条1項①に基づき、正会員を次のように定める。

第1条(資格)

正会員は、理事会で承認された指導員を公認スクール代表者とし、協会が規定する安全基準を満たし、理事会が承認した事業団体である。

第2条(認定) 正会員として認定されるには、公認スクール規程第1条、2条、3条の規程に沿って事業団体が公認スクール申請を行い、理事会で承認されたのち、正会員として認定する。

第3条(登録及び細目) 公認スクールへの登録手続き、および諸規程については、公認スクール規程による。

附則 この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会の設立登記の日より施行する。

＜一般会員規程＞

この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）定款第2章第4条1項②、および第3章第5条1項②に基づき、指導員（以下、一般会員という）を次のように定める。

第1条(資格)

1 一般会員は、指導者検定会（以下、検定会という）において、規定の単位を取得、協会が認めた者であり、カヌーの技術・安全・ガイド指導等、必要最低限の資質を備え、認定後も精進し、信頼される質の高い指導者を志す者である。

2 検定会における、一般会員の資格・種目・単位は次の通りとする。

資格名	種目	教養課程	基礎課程		応用課程			合計 単位数
		共通	K課目	OC課目	RK課目	RC課目	SK課目	
インストラクターⅠ	カヤック	6	6					12
	カヌー	6		6				12
インストラクターⅡ	リバーカヤック	6	6		6			18
	リバーカヌー	6		6		6		18
	シーカヤック	6	6				6	18

資格名	種目	教養課程	S R P 課程	実技課目	合計単位数
カヤックベーシックインストラクター	レジャーカヤック	3	1	実技指導1 パドリング1	6
SUPベーシックインストラクター	SUP	3	1	実技指導1 パリング1	6

第2条(入会) 入会については、以下の手続きによる。

①種目ごとに、すべての単位を取得した日を起算日として、1ヶ月以内に「入会申込書」を提出

②別に定める会費規程により定める入会金及び年会費の支払い

③教育普及委員会の審査

④審査結果の理事会承認

※入会申込書・会費の納付先は、検定会主管、または事務局

※「入会申込書」(届出資料1)を使用

第3条(資格有効期間)

資格有効期間は、毎年1月1日より12月31日までを1年とする。

第4条(指導活動)

一般会員が指導、ガイド等の活動を行う場合は、公認スクールに属し、その運営を安全円滑に進めるうえで、以下の点に注意して活動にあたる必要がある。

①保険加入の確認義務

・参加者が傷害保険に加入していること

・主催者が賠償責任保険に加入していること

※主催者が国、自治体等賠償責任保険に加入しない団体を除く。

・賠償責任保険の補償保険金額は、対人1億円・1事故2億円以上が望ましい

②運行規定の設置

・中止基準を含めた運行規定を、公認スクールと一般会員自身が共通認識すること

・運行規定は書類として作成することが望ましい

※別に定める「公認スクール関連ガイドライン」参照

③ログブックの保存

・活動後、その内容を記したログブックを保存しておくことが望ましい。

※別に定める「公認スクール関連ガイドライン」を参照

④一般会員が有する資格は個人資格であり、その資格を有し、主催者責任を負う事業をおこなうことはできない

第5条(権利) 一般会員は以下の権利を有する

①第5項記載のとおり、公認スクール所属一般会員の指導活動における、JSCA個人賠償保険の加入利用

②公認スクールへの登録

③協会が発行する会員誌、研究報告、情報の授受

④協会の研修会、講習会などの主催事業への参加

⑤マーク規程の利用

⑥公認スクールのアシスタント登録

⑦その他、協会が認めた事項

第6条（資格の停止及び喪失）

- 1 以下に定める一般会員は、その資格を停止する。
 - ①年会費を指定期日までに納めていない者
速やかな年会費納入をもって、この措置は解除される
 - ②有効期間内に更新手続きをしなかった者
1年以内に更新単位の取得をもって、この措置は解除される
- 2 3年間年会費の納入が無かった一般会員は、その資格を喪失する

第7条（資格の失効）

協会を退会した者、または協会を除名された者は、資格を失う。

第8条（退会）

退会する者は、速やかに事務局へ通知し、退会届けを提出すること。

附則 この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会の設立登記の日より施行する。

＜準会員規程＞

この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）定款第3章第5条1項③に基づき、入会した個人（以下、準会員という）を次のように定める。

第1条（資格）

準会員の資格は以下に定める。

- ①検定会において、規定の単位がすべて取得できず一部の課目のみ単位を取得し、協会が認めた者
- ②協会の公認スクールが自社の事業を行うため、アシスタント規程に基づいてアシスタント登録した者

第2条（入会） 準会員の入会については、以下に定める。

- 1 単位を取得した日を起算日として、1ヶ月以内に「入会申込書」を提出し、会費を添えて入会手続きを行う
- 2 アシスタント登録を行った公認スクールは、公認スクール代表者が入会手続きを行う
 - ※入会申込書・会費の納付先は、検定会主管、または事務局
 - ※「入会申込書」（届出資料1）を使用

第3条（会費） 入会金、および年会費は、別に定める会費規程による

第4条（資格と単位の有効期間）

準会員の資格及び有効期間については以下に定める。

- ① 資格
 - 毎年1月1日より12月31日までの1年間とする
- ② 取得した単位
 - 毎年1月1日より12月31日までを1年とする、3年間
- ③ 処置
 - 10月以降の検定会で単位を取得し、その年に会員となった者は、次年度の年会費を免除する。
- ④ 有効期間を過ぎた取得単位は消滅する。

第5条（更新） 準会員の更新については、以下の通り定める

- ① 更新案内の受取り
- ② 年会費の支払い
 - 但し、支払期限は、有効期間終了より1ヶ月後までとする。

第6条（会員資格の変更）

会員が一般会員に資格変更する場合は、入会金、および当該年度の年会費の差額を納入しなければならない。

（権利）

第7条（権利）

準会員は以下の権利を有する

- ①第1条②の公認スクールアシスタント登録者の、JSCA個人賠償責任保険の加入利用
- ②協会が発行する会員誌、研究報告、情報の授受
- ③協会の研修会、講習会などの主催事業への参加
- ④マーク規程の利用
- ⑤公認スクールのアシスタント登録
- ⑥その他、協会が認めた事項

第8条（自己啓発）

準会員は、今後の公認指導者活動に備え、指導、ガイド等の活動を行う場合、その運営を安全円滑に進めるためにも、正会員規程第6項を熟読し、研修会の積極的な参加など、自己研鑽をおこなうこと。

第9条（資格の停止及び喪失）

1 以下に該当する準会員は、その資格を停止する。

- ①年会費を指定期日までに納めていない者
速やかな年会費納入をもって、この措置は解除される。
- ②公認スクールのアシスタント登録を外れた者

2 3年以上年会費の入金が無い準会員は、その資格を喪失する。

第10条（資格の失効）

協会を退会した者、または協会を除名された者は、資格を失う。

第11条（退会）

退会する者は、速やかに事務局へ通知すると共に退会届けを提出すること。

附則 この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会の設立登記の日より施行する。

＜賛助会員規程＞

この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）定款第3章第5条1項④に基づきこれを定める。

第1条（資格）

賛助会員は、協会の目的、および趣旨に賛同し、これを援助する個人、または法人、団体で、協会が認めたものである。

第2条（入会）

賛助会員の入会については、以下による。

- ①事務局あてに「入会申込書」を提出する
 - ②通知後、1ヶ月以内に会費を支払い、入会手続きを終了する。
- ※「入会申込書」（届出資料1）を使用

第3条（会費）

年会費は、別に定める会費規程による。

第4条（有効期間）

毎年1月1日より12月31日までの1年間とする。

第5条（更新）

賛助会員の更新については、以下に定める。

- ①更新案内の受取り
- ②年会費の支払い

但し、支払期限は、有効期間終了より1ヶ月後までとする

第6条（権利）

賛助会員は、以下の権利を有する。

- ①協会が発行する会員誌、研究報告、情報の授受
- ②協会の研修会、講習会などの主催事業への参加
- ③マーク規程の利用
- ④その他、協会が認めた事項

第7条（資格の停止及び喪失）

1 以下に該当する賛助会員はその資格を停止する。

- ①年会費を指定期日までに納めていない者
- 速やかな年会費納入をもって、この措置は解除される

2 3年間会費の納入が無かった賛助会員は、その資格を喪失する。

第8条（資格の失効）

協会を退会した者、または協会を除名された者は、資格を失う。

第9条（退会）

退会する場合には、速やかに事務局へ通知すると共に退会届けを提出すること。

附則 この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会の設立登記の日より施行する。

<会友規程>

この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）規程集定款施行細則第6条に基づきこれを定める。

第1条（資格）

会友は、正規の手続きを経て協会を退会した者で、協会の主旨に賛同協力する者である。

※一般会員資格の離脱：指導員としての活動はできない

第2条（入会）

会友の入会については、以下の通り定める。

- ①事務局あてに「会友入会申込書」を提出する
 - ②通知後、1ヶ月以内に会費を支払い、入会手続きを終了する
- ※「会友入会申込書」（届出資料3）を使用

第3条（会費）

年会費は、別に定める会費規程による。

第4条（有効期間）

毎年1月1日より12月31日までの1年間とする。

第5条（更新）

更新については、以下の通り定める。

- ①更新案内の受取り
- ②年会費の支払い

但し、支払期限は、有効期間終了より1ヶ月後までとする

第6条（権利）

会友は、以下の権利を有する。

- ①協会が発行する会員誌、研究報告、情報の授受
- ②協会の研修会、講習会などの主催事業へのオブザーバー参加
- ③マーク規程の利用
- ④その他、協会が認めた事項

第7条（一般会員への復帰）

会友の一般会員へ復帰は、次に定める手続きを経て、協会退会前の資格で、協会へ再入会することが出来る。

- ①事務局あてに「再入会申込書」を提出する
 - ②協会の指定する研修会に参加、参加証明書を添付する
 - ③通知後、1ヶ月以内に会費を支払い、入会手続きを終了する
- ※「再入会申込書」(届出資料4)を使用

第8条 (資格の停止及び喪失)

- 1 以下に該当する会友はその資格を停止する。
 - ①年会費を指定期日までに納めていない者速やかな年会費納入をもって、この措置は解除される
- 2 3年間会費の納入が無かった会友は、その資格を喪失する。

第9条 (資格の失効)

自ら会友を退会した者、または協会から会友資格の除名された者は、資格を失う。

第10条 (離脱)

会友を離脱する場合には、速やかに事務局へ通知すること。

附則 この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会の設立登記の日より施行する。

<会費規程>

この規程は、一般社団法人 日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）定款第3章第7条1項に基づきこれを定める。

第1条（会費）

会費は、入会金と年会費に分け、指定期日までに事務局へ納付する。

第2条（入会金）

入会金は、以下の通り定める。

- ①一般会員 5,000円
- ②準会員 3,000円

第3条（年会費）

年会費は、以下の通り定める。

- ①正会員 年額 60,000円
- ②一般会員 年額 7,000円
- ③準会員 年額 4,000円
- ④賛助会員 年額 10,000円（1口）
（個人1口以上・団体法人2口以上）
- ⑤会友 年額 4,000円

第4条（納付の義務）

会員は、協会からの情報やサービス、会報誌等を取得した場合、会費の支払い義務が発生する。

第5条（支払い方法）

会費の支払方法は、以下に定める方法によるものとする。

- ①検定会で検定会主管に直接支払う
- ②協会からの請求書、振込書をもとに支払う
- ③公認スクールを通して支払う

第6条（規程の改廃）

この規程を改正又は廃止する場合は、社員総会の承認を得なければならない。

附則 この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会の設立登記の日より施行する。

＜主催規程＞

この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）定款第1章第4条各号に基づいて行われる、協会の主催事業（以下、事業という）についてこれを定める。

第1条（目的）

協会は、定款第2章第3条に記載の目的を達成するため、主管より提案された事業を理事会が認めた場合、協会が主催者として事業を行う。

第2条（事業内容）

協会が主催する事業については、以下に定める。

- ①指導者検定会
- ②会員研修会
- ③トレーナー研修会
- ④公認スクール代表者研修会
- ⑤その他、理事会が認めた事業

第3条（主管）

協会主催事業は、公認スクール、トレーナー、委員会が計画し、主管として管理監督指導する。

第4条（申請）

協会主催事業の申請については、以下に定める。

- ①主管は、安全基準に記載された「主管事業申請書」を記載し、関連する委員又は委員会に提出する
- ②提出を受けた委員は、内容を確認し、必要に応じて助言・修正を行い、担当理事を通じて理事会に諮り、審査をおこなう
- ③理事会は、承認の可否を主管に連絡し、手続きを終了する
※「主管事業申請書」（届出資料5）を使用

第5条（主管の義務）

協会は、主管に対し以下のことを義務付ける。

- ①活動に際し、細心の安全配慮義務を怠ること
- ②計画書に記載した、安全基準に記載事項を厳守すること
- ③賠償責任保険、傷害保険の加入義務
- ④事故や問題等が生じた場合、その関わる費用を被ること
- ⑤協会が出席できない事業の現場監督責任義務

⑥事業報告

第6条（修了証）

主管は、事業の内容を考慮し、必要に応じ修了証を発行すること。

※「研修会修了証」（届出資料6）を使用

第7条（更新単位の報告）

主管は、一般会員規程第7条に定める更新単位にあたる事業を行った場合、一般会員の「更新単位報告書」を作成し、速やかに事務局へ提出すること。

※「更新単位報告書」（届出資料2）を使用

第8条（事故対処）

主管は、事業においての怪我、または死亡などの事故が生じた場合、速やかに事務局へ連絡し、理事会に諮る。理事会は必要な対処を行うものとする。

附則 この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会の設立登記の日より施行する。

＜後援規程＞

この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）に対し、協会以外の他団体（以下、依頼主という）から後援事業（以下、事業という）の依頼を受けた場合についてこれを定める。

第1条（目的）

協会は、後援内容が、協会の目的（定款第2章第3条）と同様の趣旨で開催されると判断した場合、その事業の依頼を受付け、事業を通して協会の目的を達成する。

第2条（依頼主との約定）

協会は、依頼主に対し以下のことを求め、依頼主は承諾したうえで申請する。

- ①活動に際し、細心の安全配慮義務を怠ること
- ②賠償責任保険、傷害保険の加入義務
※国、自治体等賠償責任保険に加入しない団体を除く。
- ③計画書に記載した、安全基準の記載事項を厳守すること
- ④事故や問題等が生じた場合、一切の費用を協会に請求しない
- ⑤協会は、全ての責任を放棄し、開催に関わる一切の責任は、依頼主が被ること
- ⑥協会が出席できない事業の現場監督責任義務

第3条（申請）

申請者は、「後援事業申込書」、計画書（安全基準の記載）を添えて、事務局へ提出する。

※「後援事業申込書」（届出資料7）を使用

第4条（認定）

理事会は、後援事業申込書、計画書を審議し、後援の可否を審議する。

第5条（報告）

申請者は、「後援事業報告書」を事業終了から10日以内に事務局へ提出すること。

※「後援事業報告書」（届出資料8）を使用

附則 この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会の設立登記の日より施行する。

＜検定会規程＞

この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）定款第2章第4条1項②に基づき、指導者検定会（以下、検定会という）を開催し、指導員の養成を目的にこれを定める。

第1条（実施）

検定会は、別に定める主催事業規程を基に、協会が主催し、公認スクール、またはトレーナーが主管となり、開催の実施にあたる。

但し、別に定める「検定会開催ガイドライン」に沿わなければならない。

第2条（検定員）

- 1 インストラクターⅠ、Ⅱの検定会の検定はトレーナーがおこなう。
- 2 ベーシックインストラクター検定は、トレーナー及びベーシック検定員が行う。

第3条（受験申請）

検定会を受検する者は、以下の内容を把握し、受験申請を行う。

- ①検定を受験する年の4月1日現在、18歳以上の者
- ②「検定会受験申込書」を作成のうえ、受験料と共に主管に提出する
- ③単位毎に受験することができる
- ④同一日程で複数の種目を受験することはできない
- ⑤検定会前日以降の受験取消しは、受験料および費用の払戻しはしない。
- ⑥天候やフィールド状況により、スケジュールの変更または中止する場合がある。
- ⑦中止の場合、未消化分の受験料は払戻し、あるいは次回・次会場での検定会受験料へ振り替えることができる

※「検定会受験申込書」（届出資料9）を使用

第4条（検定基準）

検定内容、および検定基準は別に定める「検定課目ガイドライン」に沿って実施される。

受験者は、この「検定課目ガイドライン」を事務局またはインターネットなどを通じ、いつでも入手することができる。

第5条（受験者の入会）

- ①規定の単位を取得した者は、指導員として「一般会員規程」により入会申請しなければならない
- ②規定の単位が取得できず、一部の課目のみ単位を取得し保持する者は「準会員

規程」により入会申請しなければならない

③この手続きをしなかった者は、取得単位を失う

第6条（主管の手続き）

主管は、協会への入会手続きを説明し、「入会申込書」と会費の回収など事務手続きをおこない、事務局へ送付する。

※「入会申込書」（届出資料1）を使用

第7条（検定会の見学）

会員はいつでも検定会を見学することができる。但し、次の事項に沿わなければならない。

- ①見学する旨を主管へ事前に通知すること
- ②検定の支障にならないよう、主管の指示に従うこと
- ③既取得資格の検定会の見学（教養・実技）は、無償とする
- ④取得していない資格の検定会教養課程見学は、受験料と同額の費用を支払う
- ⑤取得していない資格の検定会実技の見学は、原則として陸上からのみとする
- ⑥実技課程の動画撮影は禁止する

附則 この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会の設立登記の日より施行する。

この規定は、2017年10月17日より施行する。

＜トレーナー及び検定員規程＞

この規程は、日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）定款第1章第4条1項②に基づき、協会の定めるトレーナー及び検定員について以下のように定める。

第1条（資格）

トレーナーは、以下の条件を満たし、協会の認定を得た者である。

- ①指導者として、経験と専門知識が豊かである
- ②規範となり、指導者を育成する者として所定の条件を満たした者
- ③ベーシックインストラクター（カヤック、SUP）検定は、所定の研修を終了した検定員も行うことができる
- ④トレーナー及びベーシック検定員の種類と公認指導者検定会で担当できる課程は次の通りとする

		担当できる課程							
		ベーシック課程		教養課程	基礎課程		応用課程		
認定資格名	認定種目	K 課目	SUP 課目	共通	K 課目	OC 課目	RK 課目	RC 課目	SK 課目
公認指導者 トレーナー	リバーカヤック	◎		◎	◎		◎		
	リバーカヌー			◎		◎		◎	
	シーカヤック	◎		◎	◎				◎
ベーシック検定員	カヤック ベーシック	◎		○					
SUP ベーシック検定員	SUP ベーシック		◎	○					

※○：ベーシック検定教養科目

第2条（トレーナー申請）

トレーナー申請者は、以下に記すことを満たし、審査を受けなければならない。

①指導活動の実績

- ・インストラクターⅡ認定後、年間30日以上、且つ3年以上の指導活動が望ましい
- ・累計指導活動は200日以上が望ましい

- ・申請する年の1月1日現在、25歳以上の者
- ②申請に必要な提出書類
 - ・「トレーナー申請書」
 - ・公認スクール、または現トレーナーの内、1名からの推薦状
- ※「トレーナー申請書」(届出資料10)を使用
- ③協会指定の研修会参加
 - 検定会の教養課程、基礎課程、応用課程における研修、および運営協力をおこなう

第3条 (トレーナー認定審査)

教育普及委員会は、前条の審査をもとに精査し、条件を満たしている場合は理事会に諮り、理事会の承認をもって、トレーナーと認定する。

精査する内容は、以下の点である。

- ①指導経験
- ②指導技術
- ③パドリング技術
- ④リスクコントロール
- ⑤専門知識
- ⑥協会活動

第4条 (トレーナーの任期)

トレーナーの任期は、毎年1月1日より12月31日までを1年とする、3年間

第5条 (更新)

任期期間中に、更新単位を取得し、理事会の承認を得ること
必要な更新単位は、次のとおりとする。

- ①必須2単位：協会指定のトレーナー研修会への参加
＝1研修会参加 2単位
- ②必須2単位：指導者検定会の検定員担当
＝教養課程1課目担当 1単位
基礎課程担当 2単位
応用課程担当 2単位

※「更新単位報告書」(届出資料2)を使用

第6条 (職務)

トレーナー及び検定員の職務は、以下に定める。

- ①「検定課目ガイドライン」「検定会開催ガイドライン」に基づき、指導者検定

会の検定、講習を行う。

②協会が認めた研修会、講習会において、講習を行う。

第7条（活動）

トレーナー及び検定員は、以下の点に注意して活動にあたる必要がある。

①保険加入の確認義務

- ・参加者が傷害保険に加入していること。
- ・主管が賠償責任保険に加入していること。
- ・賠償責任保険の補償保険金額は、対人1億円・1事故2億円以上が望ましい。

②主催事業規程の確認

第8条（資格の停止）

以下に定める

- 1 年会費を指定期日までに納めていない者
速やかな年会費納入をもって、この措置は解除される。
- 2 有効期間内に更新手続きをしなかった者
1年以内に更新単位の取得をもって、この措置は解除される。

9、資格の失効

協会を退会した者、または協会を除名された者は、資格を失う。

附則 この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会の設立登記の日より施行する。

＜公認スクール規程＞

この規程は、日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）定款施行細則第10条に基づき、カヌースクール、カヌー指導、およびカヌーガイドを実施する会社（SUP等パドルを使用するアクティビティーを含む）、団体、組織の健全で安全な運営と資質の向上を図るため、これを定める。

第1条（公認スクール代表者（以下、代表者という）の資格）

公認スクール代表者の要件を以下に定める

①A公認スクール

- ・インストラクターⅡであること
- ・年齢は、申請年度4月1日現在、25歳以上とする
- ・技術、知識、品位、人格において優れていること

②B公認スクール

- ・インストラクターⅠであること
- ・年齢は、申請年度4月1日現在、23歳以上とする
- ・技術、知識、品位、人格において優れていること

③C公認スクール

- ・ベーシックインストラクターであること
- ・年齢は、申請年度4月1日現在、20歳以上とする
- ・技術、知識、品位、人格において優れていること

第2条（設置基準）

公認スクールの設置基準を以下に定める

①A公認スクール

- ・カヌー活動に想定される、すべての水面域で事業活動ができる
- ・状況の変化に対応し、概ね参加者5人に対して1人の指導者がつき、それ以上では適宜補助者がつくことを原則とする。
※風波の影響の無い静水での活動時は、公認スクールが運行管理規定に定める安全が保てる指導者数とする。
- ・年間90日以上 の 催行可能日があること。

②B公認スクール

- ・河川での流水は、概ねクラス1の静流利用を原則とする
- ・湖沼、海洋では、沈脱後、自力で岸に上られる範囲のフィールド利用を原則とする
- ・状況の変化に対応し、概ね参加者3～5人に対して1人の指導者がつき、それ以上では適宜補助者がつくことを原則とする
※風波の影響の無い静水での活動時は、公認スクールが運行管理規定に定める

安全を保てる指導者数とする。

- ・年間60日以上 の 催行可能日があること。

③C公認スクール

- ・レジャーカヤックを使用する。
- ・河川での流水は、クラス1以下の静流利用を原則とする。
- ・湖沼、海洋では、風、波浪による影響の無い環境を原則とする。
- ・風、波浪、フィールドの状況変化を予測し、補助となる動力船を付けたり、SRP講習を受けた補助者がつくことが望ましい。
- ・参加者数に応じた指導者数を運行管理規定に設定すること。
- ・年間60日以上 の 催行可能日があること。

第3条（申請と審査）

申請者は、以下に記すことを満たし、公認スクール委員会へ提出し、審査を受け、審査結果を理事会が承認することで協会が公認する。

- ①「公認スクール開設申込書」の提出
- ②正会員、またはトレーナーの内、2名からの推薦状
- ③賠償責任保険証券のコピー
※JSCA 保険を除く
- ④代表者の経歴書および履歴書
- ⑤運行規定
※「公認スクール関連ガイドライン」運行規定ガイドライン参照

第4条（会費）

- 1 年会費は、別に定める会費規程による。
- 2 10月以降申請の新規公認スクールは、次年度の年会費を免除する。

第5条（公認期間）

公認スクールの公認期間は、毎年1月1日より翌年12月31日までの1年間とする。

第6条（更新）

公認スクールの継続を希望する代表者は、「継続申請申込書」を記載し、公認スクール委員長へ提出し、公認スクール委員会は審査報告を理事会に諮る。

- ※「継続申請申込書」（届出資料12）を使用

第7条（準備指導）

一般会員は、公認スクール申請の準備として、協会より指導または助言、申請に関わる書類を受けることができる。

第8条（利益）

協会の公認スクールとなることで、以下に記す権利を受ける

- ①社員総会の構成員と成り、議決権を有する。
- ②公認スクール代表者研修会の出席
- ③JSCA 保険（野外活動包括保険）への加入
- ④協会の顧問弁護士相談
- ⑤顧問税理士による、一般的な税務、経理相談
- ⑥認定証、バナーの授与
- ⑦スクール開設グッズの購入
- ⑧公認スクール合同広告の発行掲載
- ⑨共通プログラム実施規程に基づく、プログラム開催
- ⑩マーク規程に基づく、公認スクールの範囲でのマーク使用
- ⑪正会員の代表者、および所属する一般会員、準会員は、主催者責任を負う事業者、または従事者となる。

第10条（義務）

公認スクールは、指導、ガイド等の活動を行う場合、その運営を安全円滑に進めるうえで、以下の点に注意して活動する義務がある。

- ①保険加入の義務
 - ・参加者が傷害保険に加入していること
 - ・公認スクール、代表者、所属スタッフ、それぞれが賠償責任保険に加入されていること
 - ・賠償責任保険の補償保険金額は、対人1億円・1事故2億円以上で十分な補償内容を満たしているもの
- ②運行規定の設置
 - ・中止基準を含めた運行規定を、書類として作成し、遵守しなければならない
 - ・公認スクール内では、すべての者が共通に認識すること
 - ※別に定める「運行規定作成ガイドライン」参照
- ③ログブックの保存
 - ・活動後、その内容を記したログブックを保存しておくこと
 - ※別に定める「運行規定作成ガイドライン」を参照
- ④アシスタント規程に記す、アシスタント登録事務手続き

第10条（違反に対する罰則事項）

- 1 違反を発見した場合、違反を犯した公認スクールは、報告書を公認スクール委員長へ提出しなければならない。
- 2 公認スクール委員会で調査、審議し、事実確認がなされた場合、理事会に諮り、改善勧告を出す。
- 3 勧告を受けた公認スクールは、2週間以内に、勧告提出日より1ヶ月以内に改善する内容を記した、改善計画書を公認スクール委員長へ提出すること。
- 4 協会は、改善計画にそった改善がなされないと判断した場合、社員総会の承認を経て公認資格を取り消す。

第11条（公認スクールの取り消し）

以下の要件に一つでも該当する場合、公認を取り消す。

- ①公認スクールおよびその代表者が、公認基準に満たなくなった場合
- ②協会の名誉を傷つけ、協会の目的に違反する行為があった場合
- ③代表者が、2期連続で代表者研修会を欠席した場合

第12条（退会）

退会する場合は、速やかに公認スクール委員長へ通知すると共に、退会届けを提出する。

附則

- 1 この規程の、継続申請に於ける適用は、2018年度継続申請からとする。2017年度は移行期間とし、旧日本セーフティカヌーイング協会の規定を準用する。
- 2 この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会の設立登記の日より施行する。

＜代表者研修規程＞

この規程は、公認スクール規程に基づき、公認スクール代表者（以下、代表者という）の資質の向上を図るため、これを定める。

第1条（目的）

協会は、安全なカヌー（パドルスポーツ）指導、指導者の育成指導と擁護、健全な事業運営の研究推進を図るため、この研修会を行う

第2条（実施）

この研修会は、公認スクール委員会が担当し、毎年1回以上実施する

第3条（出席義務）

- 1 代表者は、この研修会に参加し、毎年3単位以上の単位を取得すること。2時間を1単位とする。
- 2 研修会を欠席する場合には、理由を付した書面を公認スクール委員長に提出し、協会に登録している自団体のスタッフを代理で出席させることができる。その場合は代表者出席とみなされる。
- 3 代理人が一般会員の場合、正会員の更新単位が取得できる。

第4条（費用）

研修参加者は、研修会毎に定める所定の研修会費を納入しなければならない。

第5条（協会出席）

研修会には、公認スクール委員会、代表理事、副代表理事、業務執行理事、監事、顧問が出席でき、それぞれ意見を述べるができる

附則 この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会の設立登記の日より施行する。

＜公認プログラム規程＞

この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）定款第2章第4条に基づき、一般愛好者への技術認定、または安全講習等の共通プログラムを実施するためにこれを定める。

第1条（種類）

- 1 技術認定：パドリングテスト（PT）
- 2 安全講習：セーフティ&レスキュープログラム（SRP）
- 3 その他、理事会が必要と認めたプログラム

第2条（内容）

プログラムの詳細内容は、別に定める「公認プログラム実施内容ガイドライン」に従う。なお、会員はこのガイドラインをいつでも入手できる。

第3条（実施）

共通プログラムは、別に定める「公認プログラム開催ガイドライン」に沿って、協会または公認スクールが主催できる。

附則 この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会の設立登記の日より施行する。

＜アシスタント規程＞

この規程は、一般社団法人 日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）定款第2章第4条、および公認スクール規程に基づきこれを定める。

第1条（資格）

- 1 指導者を志す者で、アシスタント規程第3条に掲げるプログラムを終了した者は、公認スクールに所属のうえ、「公認スクール所属アシスタント」（以下、アシスタントという）として活動できる。
- 2 アシスタント活動を通し、現場での研修を積み重ね、指導者へのステップとする。

第2条（活動範囲）

- 1 公認スクールの運営するカヌー活動を理解した補助者とする。
- 2 公認スクール主催下の、公認スクール代表者の下で活動すること。

第3条（アシスタントに要求されるプログラム）

アシスタントは、以下のプログラムを受講又は認定を受ける。

- ①パドリングテスト・パドル3の認定
- ②セーフティ&レスキュープログラムの受講終了
- ③心肺蘇生法の普及員、または普通救命講習以上の継続受講

第4条（登録）

アシスタント登録は、以下により行う。

- ①準会員または一般会員の入会手続きをすること
- ②アシスタント活動する者は、公認スクールに所属すること
- ③公認スクール代表者が申請を行うこと

第5条（活動の停止）

次の各項に該当する者は、アシスタント活動を停止しなければならない。

- ①公認スクールを離籍した者
- ②会員資格を停止された者
- ③会友になった者
- ④会費を滞納した者
- ⑤理事会が不適格と認めた者

第6条（登録の変更抹消）

登録事項の変更、または抹消が生ずる場合、公認スクール代表者は、速やかに公認

スクール委員長へ通知すること。

附則 この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会の設立登記の日より施行する。

＜報酬及び旅費規程＞

この規程は、一般社団法人 日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）定款第5章第28条に基づきこれを定める。

第1条（範囲）

- 1 協会は、役員及び委員、業務を依頼した会員等に第1号表に定める金額を上限として、報酬を支払うことができる。
- 2 旅費は、会議（理事会、及びそれに準ずる会議）、委員会活動、協会事業に出席を必要とする役員等に支払われる出張料費とする。
- 3 予算に基づく報酬及び交通費は、請求者が担当理事（請求者が理事の場合は業務執行理事）の確認を受けて事務局へ請求する。
- 4 予算によらない支出に関しては、担当理事が理事会に諮り、承認されることを必要とする。

第2条（運用方法）

- 1 旅費は、概算額を前渡しすることができる。
- 2 旅費は、交通費、宿泊費に分ける。
- 3 交通費は原則として最も効率の良い手段によるものとし、日程は業務上必要な最小の日数とする。
- 4 旅費及び日当は、年間事業予定の予算に基づき支給する。
- 5 旅費及び日当は、第1号表に基づき支給することができる。
- 6 本規程の運用に関しては、事務局をその所轄部と定める。
- 7 本規程に該当しないものは、社員総会において定める。

第3条（改正）

この規程を改正する場合は、社員総会での承認を必要とする。

第1号表

業務内容	報酬(日額上限)	交通費	宿泊費	昼食代※
会議等への出席、 協会業務	8,000円	実費	実費	実費 ※昼食時間を挟む会議、 検定会の食事代。
検定員教養課程	10,000円 ※一科目あたり			
検定員基礎課程	15,000円			
監事	10,000円 ※年額			
渉外業務	8,000円			
会員事故対応	15,000円			

附則 この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会の設立登記の日より施行する。

＜マーク規程＞

この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）に所属する会員が、媒体、印刷物、インターネット、または表示に関わるすべてのものに対し、表示、呼称、およびマークを使用する場合について定める。

なお、この規程の運用に関しては、広報委員会をその所轄部と定める。

第1条（表示と呼称）

1 協会の表示およびその呼称は、以下に記すものが使用できる。

- ①一般財団法人 社会スポーツセンター加盟
- ②一般社団法人 日本セーフティカヌーイング協会
- ③（一社）日本セーフティカヌーイング協会
- ④J S C A（呼称「ジャスカ」）
- ⑤JAPAN SAFE CANOEING ASSOCIATION

※①の呼称は、単独では使用できない。②から⑤の接頭語して使用することが出来る。

2 会員資格の表示及び呼称は、以下に記すものが使用できる。

- ①会員、正会員、一般会員、準会員、賛助会員、会友
- ②IT、トレーナー、ベーシック検定員、SUP ベーシック検定員、MP 検定員
- ③公認スクール、公認カヌースクール、公認 SUP スクール
- ※A、B、Cの公認スクール種別を組み合わせる表示することが出来る。
- ④公認スクール代表者、公認カヌースクール代表者
- ⑤指導員
- ⑥インストラクターⅠまたは1、インストラクターⅡまたは2
- ⑦リバーカヤックガイド、シーカヤックガイド、カヌーガイド
- ※A及びB公認スクール所属のインストラクターⅠ及びⅡ
- ⑧ベーシックインストラクター、インストラクターBasic
- ※公認スクール所属のベーシックインストラクター
- ⑨所属アシスタント

第2条（マーク）

協会指定のロゴデザインマーク（データ）を使用すること。

第3条（利用の範囲）

本規程第1項に定める、表示と呼称の使用範囲を、次のように定める。

- ①すべての会員は、第1条1項および第1条2項①の本人該当名称

- ②公認スクールおよび、公認スクール代表者、公認スクール所属スタッフは、第1条2項の所有資格該当項目
- ③会員以外の使用に際しては、その権限を広報委員会に置く

附則 この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会の設立登記の日より施行する。

<基金取扱規程>

第1条（総則）

一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会（以下「協会」という）基金の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

第2条（使用目的）

1 協会基金は、協会の事業を実施するために、その全部または一部を取り崩すことができる。

2 前項に基づく基金の全部または一部の取り崩しは、収支予算に基づいて、社員総会の承認を得て行うものとする。

第3条（基金の募集および拠出者の権利）

1 協会は、基金を引き受ける者を募集することができる。

2 基金の募集等の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

3 協会は基金の拠出者との合意の定めるところに従い、その拠出者に対して、拠出した財産の価額に相当する金銭を返還しなければならない。但し、毎事業年度末における返還限度額の範囲内で行うものとし、その拠出額を超えて返還しない。

4 基金の返還に係る債権には利息は付さない。

5 基金の拠出者は、定款第58条による解散のときまでその返還を請求することができない。

第4条（基金の返還手続）

基金の返還を行う場合においては、その返還される基金に相当する金銭を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取崩しを行わないものとする。

第5条（報告）

予算に基づき支出された基金の使用実績および基金の財務状況については、収支決算に基づいて、社員総会へ報告し、社員総会の承認を得るものとする。

第6条（規程の変更）

この規程は、理事会の決議を経て変更できるものとする。

附則 この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会の設立登記の日より施行する。

<事務局規程>

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人 日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）の事務処理の基準を定め、事務局に於ける事務の適正な運営を図ることを目的とする

第2条（構成）

- 1 協会の事務を処理するため事務局を置く
- 2 事務局には、事務局長及び必要に応じて所要の職員を置く。
- 3 職員の任免は代表理事が行い、理事会に報告する。但し、事務局長の任免は、理事会の決議により行う。
- 4 事務局員の職務は、業務執行理事が指定する。
- 5 事務局員は、業務執行理事の命令を受けて事務に従事する。

第3条（文書による処理）

事務は、文書により処理をする。文書には、電磁的に記録される文書を含む。

第4条（事務の決裁）

事務は、担当者が文書又は電磁的記録文書によって立案し、事務局長を経て業務担当理事の決裁を受けて実行する。

第5条（専決事項）

事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- ①協会の定款・規定・ガイドラインに基づく事務局運営に関すること。
- ②消耗品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- ③物品及び現金の出納に関すること。
- ④前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

第6条（緊急を要する事務の決裁）

緊急を要する事務で、重要で無い事務は、事務局長が決裁できる。但し事後速やかに代表理事の承認を得るよう努める。

第7条（代理決裁）

急を要する決裁が必要で、代表理事の決裁が得られないときは副代表理事及び業務執行理事又は代表理事が指名した理事代理決裁できる。

(文書の保管期限)

第8条 (文書の保管期限)

文書の保存期間と保存類目は次による

永久保存

- ①定款、設立許可書及び定款の変更の許可書
- ②登記に関する書類
- ③予算及び決算に関する書類
- ④財産に関する書類
- ⑤契約に関する書類

10年保存

- ①理事会議事録
- ②会計帳簿
- ③社員総会に関する書類、議事録
- ⑤証明に関する書類
- ⑥会員に関する書類及び名簿

5年保存

- ①業務に関する書類
- ②文書收受、発送に関する書類
- ③その他の書類

第9条 (経理)

協会の資産及び会計処理に関しては、別に定める会計処理規程による。

第10条 (改廃)

この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う

附則 この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会の設立登記の日より施行する。

<事故対応規程>

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）会員が関係するパドルスポーツに伴う事故が発生した場合の、協会の対応について事前に定め、会員の事故対応を補完する態勢を明示するものである。

第2条（運営）

1 正会員である公認スクールに於いて、死亡又は行方不明、重篤な傷病者を生じた事故が発生した場合、協会は別に定める事故対策本部を立ち上げる。

2 事故対策本部の本部長は、代表理事が務め、協会顧問弁護士の助言を受け、事故対応の直接指揮に当たる。

3 第2条1項に定める事故が発生した場合、協会は事故対応に必要な支援要員の派遣、現地必要経費の事故対策費からの一時立て替え支出を行うことが出来る。この場合の支援要員は、事故対策本部長が指名する。

4 支援要員の派遣に関わる費用は、協会が負担し、支援先正会員への負担は求めない。

5 協会が立て替える事故対応経費は、事故当事者及び当事者家族の移動、滞在、輸送、捜索、治療又は葬儀等事故対応時に早急に必要経費及び弁護士に関わる費用とする。

6 協会が立て替えた費用は、事故収束後、当該正会員が返還義務を負う。

7 立替費用の返還に当たって、利息は生じない。

8 支援要員には、報酬・旅費規程に定める旅費及び報酬を支給する。

第3条（施行細則）

本規程を施行するための細則は、別に定める協会事故対応マニュアルに定める。

第4条（改廃）

この規程の改廃は、社員総会の承認を必要とする。

附則 この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会の設立の登記の日より施行する。

<会計処理規程>

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 (目的)

1 この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会（以下「協会」という。）の定款47条の規定に基づき、収支の状況、財産の状態を明らかにし、真実明瞭な報告の提供と能率的運営を図ることを目的とする。

2 この規程に定める以外の事項は、定款または法令に定めるところによるものとする。

第 2 条 (適用範囲)

この規程は、協会の会計業務のすべてについて適用する。

(会計の原則)

第 3 条 (会計の原則)

協会の会計は法令、定款及びこの規程の定めによるほか、公益法人会計基準に準拠して処理しなければならない。

(会計区分)

第 4 条 (会計区分)

1 協会の収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、収益事業等ごとに区分して表示するものとする。

2 収益事業等のうち、「収益事業」と「その他の事業（共益事業を含む）」を区分し、次に必要に応じ事業の内容等により区分するものとする。

(会計年度)

第 5 条 (会計年度)

協会の会計年度は、定款に定めのある事業年度にしたがい、毎年1月1日より12月31日とする。

第2章 勘定及び帳簿

第 6 条 (勘定科目)

協会の一切の取引は、別に定める勘定科目により処理する。

第 7 条 (帳簿など)

1 会計帳簿は次のとおりとする。

①主要簿

・仕訳帳（または会計伝票）

・総勘定元帳

② 補助簿

- ・現金出納帳
- ・預金出納帳
- ・収支予算の管理に必要な帳簿
- ・固定資産台帳
- ・基本財産台帳
- ・特定資産台帳
- ・会費台帳

2 会計帳簿は、公正な会計慣行の様式により作成することとする。

第 8 条 (会計責任者)

会計責任者は事務局長とする。

第 9 条 (帳簿書類の保存)

1 帳簿、伝票、書類の保存期間は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-----|
| ①財務諸表 | 10年 |
| (貸借対照表、正味財産増減計算書) | |
| ②会計帳簿 | 10年 |
| ③収支予算書、収支計算書 | 10年 |
| ④会計伝票、証拠書類 | 10年 |

2 前項の期間は、決算日の翌日から起算し、処分する場合は会計責任者の承認を受けて行うものとする。

第3章 予 算

第10条(目的)

予算は、事業計画に基づいて、資金との調整を図って作成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

第11条(予算の作成)

協会の事業計画書、収支予算書、資金調達の見込みを記載した書類は、代表理事が毎事業年度開始前に作成し、理事会の承認を得て社員総会に諮るものとする。

第12条(予算の執行)

予算の執行に当たっては、会長の委任を受けて会計責任者が行うものとする。

第13条(事故対策費及び予備費の計上)

会員の事故発生時、事故対応規程に基づく対応のため、事故対策費を計上する。また、その他の不測の事態に対応するため、予備費を計上することが出来る。

第14条(予算の流用)

予算の執行に当たり、中科目相互間の資金の流用を行う必要が生じた場合、予め代表理事の承認を得るものとする。

第15条(予備費の使用)

予備費を支出する必要があるときは、代表理事の承認を得て行い、理事会に報告しなければならない。

第16条(予算の補正)

予算の補正を必要とするときは、補正予算を作成し、理事会の承認を得なければならない。

第4章 出 納

第17条(金銭の範囲)

- 1 この規程において、金銭とは、現金および預貯金をいう。
- 2 現金とは、通貨のほか、小切手、郵便為替証書等の随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。
- 3 手形及び有価証券は金銭に準じて扱う。

第18条(出納責任者)

- 1 金銭の出納、保管に関しては、出納責任者を置くものとする。
- 2 出納責任者は、会計責任者が任命する。但し、事務局員が配置されていない場合は、会計責任者が兼務する。

第19条(金銭の出納)

- 1 金銭を収納したときは、日々銀行に預け入れ、支出に充ててはならない。
- 2 領収書は出納責任者が発行し、事前に発行する場合は会計責任者の承認を得て行う。
- 3 支払は、原則として銀行振込によることとする。ただし、少額の支払い、その他これによりがたい場合には、現金払いによることができる。

第20条(預金及び公印管理)

- 1 預金の名義人は、代表理事とする。
- 2 出納に使用する印鑑は、会計責任者が保管し、押印するものとする。
- 3 金融機関との取引を開始し、又は廃止するときは、代表理事の承認を受けなければならない。

第21条（手元現金）

出納責任者は、日々の現金支払いに充てるため、必要最小限の手許現金をおくことができる。

第22条（残高照合）

- 1 出納責任者は、出納の生じた日に出納簿の残高と照合しなければならない。
- 2 預貯金については、年度末のほか、必要に応じ残高証明書の残高と帳簿残高を照合しなければならない。
- 3 前2項の場合において、差額のあるときは、速やかに会計責任者に報告し、その指示を受けるものとする。出納責任者を会計責任者が兼務している場合は、業務執行理事に報告、その指示を受けるものとする。

第5章 固定資産

第23条（定義）

固定資産とは、耐用年数1年以上で、かつ取得価額10万円以上の有形固定資産およびその他の固定資産をいう。

第24条（取得価格）

固定資産の取得価額は、次による。

- ①購入に係るものは、その購入価額及びその付帯費用
- ②建設に係るものは、その建設に要した費用
- ③交換によるものは、その交換に対して提供した資産の価額
- ④贈与によるものは、そのときの適正な評価額

第25条（固定資産の管理）

固定資産は、台帳を備え、その保全状況及び異動について記録し、異動、毀損、滅失のあった場合は会計責任者に報告しなければならない

第26条（登記及び付保）

不動産登記を必要とする固定資産は、登記し、損害のおそれのある固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。

第6章 物 品

第27条（定義）

物品とは、取得価額10万円未満の有形固定資産をいう。

第28条（物品の管理）

物品の管理のための台帳を備え、その管理は第25条を準用する。

第7章 決 算

第29条（計算書類の作成）

本会は、毎事業年度終了後、速やかに財務諸表、財産目録、附属明細書を作成し、監事の監査および総会の承認を得て、事業報告書その他法令で定める書類とともに、必要に応じて行政庁に報告しなければならない。

第8章 雑 則

第30条（改廃）

この規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則 この規程は、一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会の設立の登記の日より施行する。

一般社団法人
日本セーフティカヌーイング協会事務局
〒240-0105
神奈川県横須賀市秋谷 4296-5
(有)コア アウトフィッターズ内
事務局 山口香
TEL&FAX 046-858-0180